

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地域の概要・立地

本市は、秋田県の東部中央に位置し、岩手県と隣接している地域である。

市のほぼ中央に、水深が日本一の田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けている。地域の約8割が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は仙北地域の水源となっている。

気候は、冬季には全地域で平均気温が氷点下の厳しい寒さではあるが、地域の南北は標高差があるため、気温、降水量ともに大きな差がある。

面積は、田沢湖地域672.06㎢、角館地域156.63㎢、西木地域264.95㎢で、合計が1093.64㎢で秋田県全体の9.4%を占めている。

仙北市東部の田沢湖地区の年平均気温は9.5℃、最高気温の極値は35.8℃、最低気温の極値は-17.6℃であり、年降水量の平均値は2087.8mm、平均風速は1.8㎧である。

南部の角館地区の年平均気温は10.5℃、最高気温の極値は37.8℃、最低気温の極値は-16.7℃であり、年降水量の平均値は2100.5mm、平均風速は1.0㎧である。また、最深積雪の極値は169cmとなっている。

北部は、降水量が多く、西木地区の年降水量の平均値は2305.7mmである。



2) 想定される災害リスク

火山災害

気象庁では、秋田駒ヶ岳について、男女岳がある「北部カルデラ」とその南側に接して女岳等がある「南部カルデラ」の2つのカルデラのいずれかからの噴火を想定している。

2003年（平成15年）に国土交通省などが作成した「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」に示されたとおり、最大規模の噴火が発生したと仮定した場合、乳頭温泉郷、田沢湖高原・水沢温泉郷、高野・小先達・先達・造道・上中生保内・下中生保内・石神・春山の各集落に火砕流、火災サージ、融雪型火山泥流のいずれかの影響を受けるほか、岩手県側の国見温泉や雫石町橋場集落等も融雪型火山泥流の影響を受けるものとされている。

なお、噴石については、居住区域に被害を与える可能性は低いものと思われるほか、降灰の影響範囲も年間でもっとも多い風向の場合はそのほとんどが東の岩手県側に及ぶものと予想されている。気象庁は、秋田焼山についても「噴火警戒レベル」を2013年（平成25年）に導入するとともに、水蒸気となって爆発し、火山ガスが噴石や火山灰とともに吹き出す「水蒸気爆発」の可能性が高いとされている。また、可能性は低いですが、溶岩流や火砕流を伴った噴火では融雪型火山泥流の発生も指摘されている。

山頂から東に鹿角市の後生掛温泉、西に玉川温泉・新玉川温泉等の温泉が半径約3kmに距離にあり、噴火時の影響を受ける可能性が高いと予想される。

山別区分	行政区	世帯数	人口
秋田駒ヶ岳（火山からの距離4～9km）	高原	22世帯	38名
	高野	110世帯	251名
	造道	55世帯	137名
	石神	66世帯	219名
	上中生保内	54世帯	135名
	下中生保内	75世帯	219名
	先達	52世帯	140名
	春山	83世帯	115名
秋田焼山（〃3km）	玉川	2世帯	2名

【平成26年4月仙北市・市民課調べ】



地震災害

市は、平成23年度に行われた秋田県地震被害想定調査委員会の意見を反映し従来想定していた地震被害想定を陸羽地震から横手盆地・真昼産地連動型に見直し、地域防災計画を立てている。

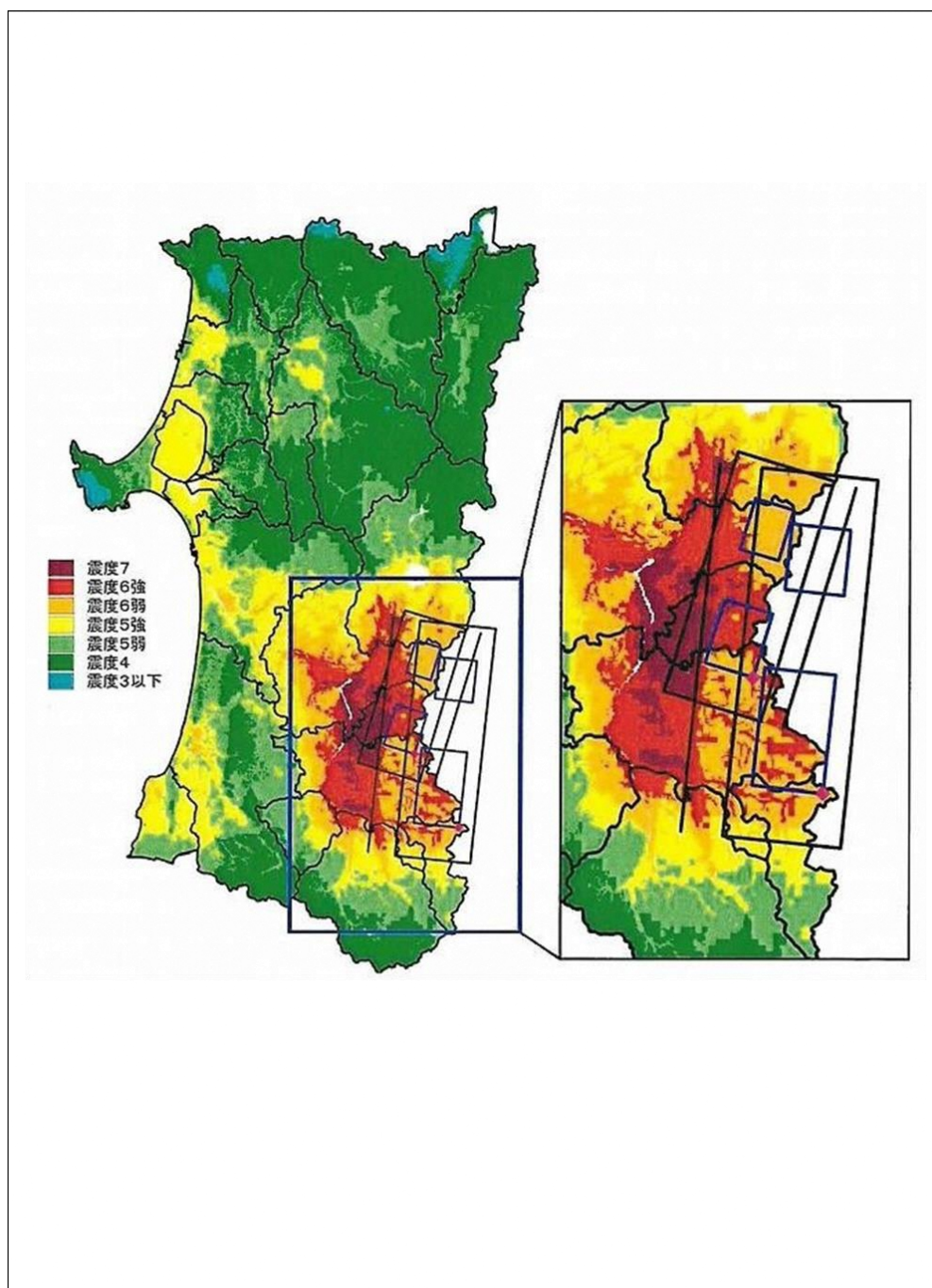
震源地に近い角館地域は震度7から震度6強、西木地域は震度6強、田沢湖地域は震度6弱の地震動が想定され、市全体に大きな被害が予想されている。

冬季の深夜（午前2時）を想定した場合、陸羽地震の被害をはるかに超える約6,200棟以上の建物が全壊するとともに、多くの人的被害及びライフライン被害が発生すると見積もられている。

- ・ 想定地震による被害（木造と非木造の合算）

項 目		仙北市
マグニチュード		8.1
最大震度		7
建物被害	全壊棟数（棟）	6,238
	半壊棟数（棟）	6,059
	消失棟数（棟）	102
人的被害	死者数（人）	427
	負傷者数（人）	1,749
避難者数	4日後（人）	10,616
ライフライン被害	上水道施設（断水人口）	15,004
	下水道施設（支障人口）	1,473
	LPガス（支障人口）	2,848
	電力施設（停電世帯数午前2時）	8,912
	通信施設（不通回線数）	1,543

「横手盆地 真昼山地」地震により想定される被害状況 マグニチュード8.1 想定



○出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月）

土砂災害

本市の土石流危険渓流はランクⅠが129箇所（田沢湖64、角館23、西木42）ランクⅡが160箇所（田沢湖51、角館28、西木81）で現在まで土石流による大きな災害は、昭和35年8月3日の集中豪雨により、田沢湖生保内地区で大規模な土石流が発生し、死者14名、行方不明1名、流出家屋22棟、半壊家屋6棟、流出・埋没耕地14haという大惨事が発生している。また、平成25年8月9日の極值的集中豪雨により、田沢湖先達供養物地区で大規模な土石流が発生し死者6名、負傷者2名、住宅6棟、非住家11棟が全半壊する惨事が発生している。

感染症

新型インフルエンザは、10年～40年の周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。加えて、新型コロナウイルスの変異型や更なる新型ウイルス出現の恐れもある。

（２）商工業者の状況（仙北市商工会基幹システム：令和2年9月30日現在）

①業種別商工業者数

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製造業	125	103	市内各地に点在している。
建設業	274	263	市内各地に点在している。
卸・小売業	329	280	角館地区を中心に立地している。
サービス業	496	451	市内各地に点在している。
その他	92	78	市内各地に点在している。
合計	1,316	1,175	

②地区別商工業者数

規模	田沢湖	角館	西木	合計
商工業者	410	736	170	1,316
小規模事業者	359	657	159	1,175

（３）これまでの取組

１）仙北市の取組

- ・仙北市地域防災計画の策定及び情報提供
一般災害対策編
震災対策編
火山災害対策編

２）仙北市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険への加入促進

Ⅱ 課題

当市における小規模事業者の防災・免災・免疫対策への支援における課題は次のとおりである。

（１）事業者ＢＣＰの策定が進んでいない

地区内事業所のうち、すでにＢＣＰを策定している事業者は、業種では、製造業者、建設業者であり、商工業者全体でもごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者は皆無と言っていいほど策定されていない現状にある。

したがって、事業者ＢＣＰの策定に関する市全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工会のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

（２）策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者ＢＣＰ策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

（３）小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者ＢＣＰの策定ガイドラインやフォーム等は提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのＢＣＰ策定ツールが必要である。

（４）応急対策に関する市と商工会との連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、互いの連携・協力体制が具体化されていない。

（５）新型コロナウイルスのような感染症への対策は不十分

未だワクチン等の予防策や有効な治療方法について新型コロナウイルス感染症への対策は確立されておらず、国、県および市が示す対策に準ずることとなるが、浸透されているといえない状況もある。

Ⅲ 目標

仙北市地域防災計画に基づき、発生予知のできない地震災害において、中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取り組むこととし、特に管内小規模事業者に対して「大規模自然災害発生が故の経済活動における機能不全回避」を目標とした事業継続力のために次の取り組みを実施する。

（１）地区内小規模事業者へのＢＣＰ策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

（２）被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、市と商工会における被害情報報告ルートを構築する。

（３）速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後、速やかな応急対策や復興支援策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) インフルエンザ等を含むウイルス感染症対策・施策の周知並びに支援

感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として共済及び保険の必要性も周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

仙北市と商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

多発する自然災害や事故、疫病等、日々の様々な経営リスクから事業者を守り、事業継続を支援するため、本事業計画における仙北市と商工会の役割を整理して発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・商工会職員の巡回により、仙北市地域防災計画や防災マップ等を用いて、各事業所における自然災害リスクを周知する。併せて、災害補償等の共済及び保険制度で災害時の影響を軽減させる取り組みや対策について説明する。
- ・広報誌「仙北市商工会会報」や商工会ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、共済及び保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易計画含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策、損害保険等の紹介を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知するとともに、今後の感染症対策につながる支援策等の情報も提供する。

② 仙北市商工会の事業継続力強化計画の策定

- ・当商工会における事業継続力強化計画策定は令和3年2月より着手する。

③ 関係団体との連携

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するサイト「ちょこゼミ」の活用方法について周知等を行い、事業者BCPの実現性向上を図る。
- ・専門家派遣制度の活用により、事業者BCPの実現性向上を図る。
- ・共催によるセミナー等を開催する。
- ・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命、傷害保険・感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の進捗を把握する。
- ・仙北市と商工会で仙北市事業継続力強化支援協議会（仮称）を構成し、状況確認や改善点、支援策について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・マグニチュード8.1の地震が発生したと仮定して、仙北市、仙北市商工会、秋田県商工会連合会との連絡ルートの確認等を行う。

2) 発災後の対応

発災時には人命救助を第一としながらも、その上で次の手順により地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の国内感染者発生後は、職員の体調確認や手洗い・うがい等の徹底、事務所の消毒を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、仙北市における対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

① 安否確認の対象と目標時間

- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。

団体名	安否確認の対象と目標時間
仙北市農林商工部 商工課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
仙北市商工会	○職員：発災後1時間以内に携帯電話にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

② 安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告先
	第1順位	第2順位	
仙北市農林商工部 商工課	課長	課長補佐	仙北市災害対策本部等
仙北市商工会	事務局長	副事務局長	秋田県商工会連合会

③ 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

・安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点で当市（商工課長）と当会（事務局長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	○目立った被害の情報がない	特に行わない
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。		

④ 仙北市と商工会における被害情報等の共有間隔

期間	情報を共有する間隔
発災直後	速やかに情報を共有する
発災後から1週間以内	1日に1回以上共有する
2週間以内	2日に1回以上共有する
1カ月以内	新たな事象が判明した時点で共有する
1カ月超	適宜共有する

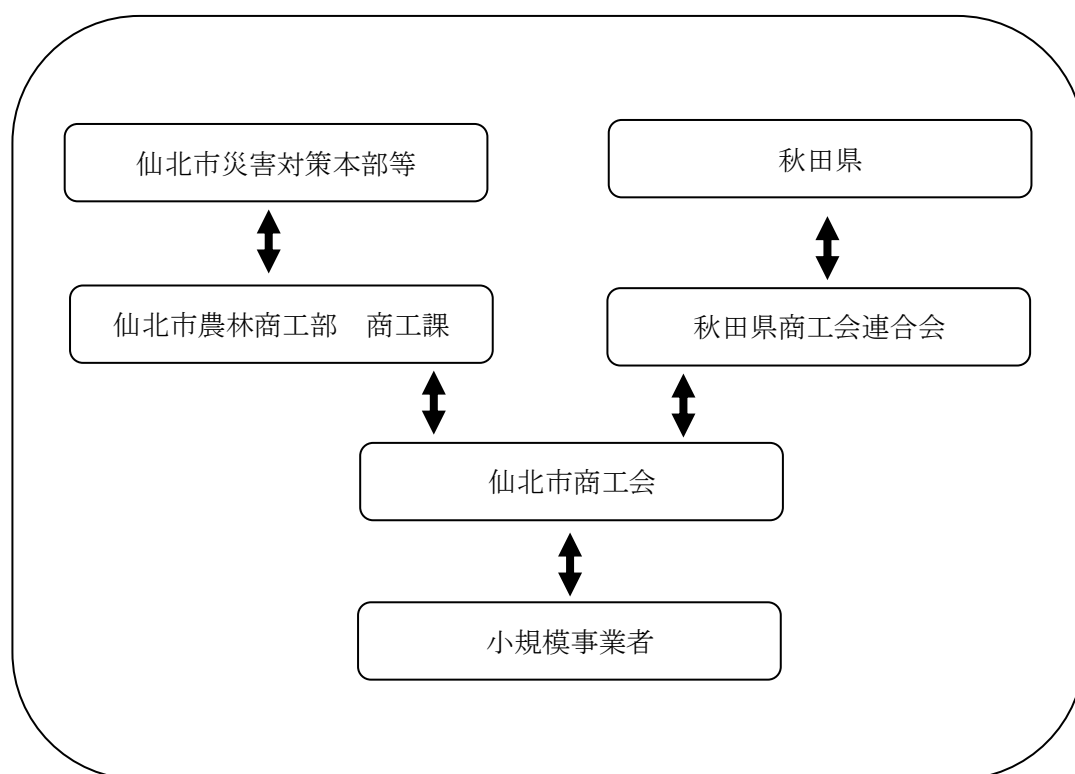
3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制

発災時に地区内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、仙北市と当商工会が共有した情報を秋田県、秋田県商工会連合会が指定する方法にて報告することを予め確認しておく。

感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当商工会と仙北市が共有した情報を秋田県の指定する方法にて当商工会または仙北市より秋田県に報告する。

なお、連絡体制図は次のとおりである。

・指揮命令・連絡体制図



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について仙北市と協議する。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認方法
1	発生直後～ 2 日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に E メール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7 日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災 3 日後 ～14 日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内の小規模事業者等に周知する。
- ・当商工会は、国、県および市から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
- ・感染症拡大において事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援を実施するために相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

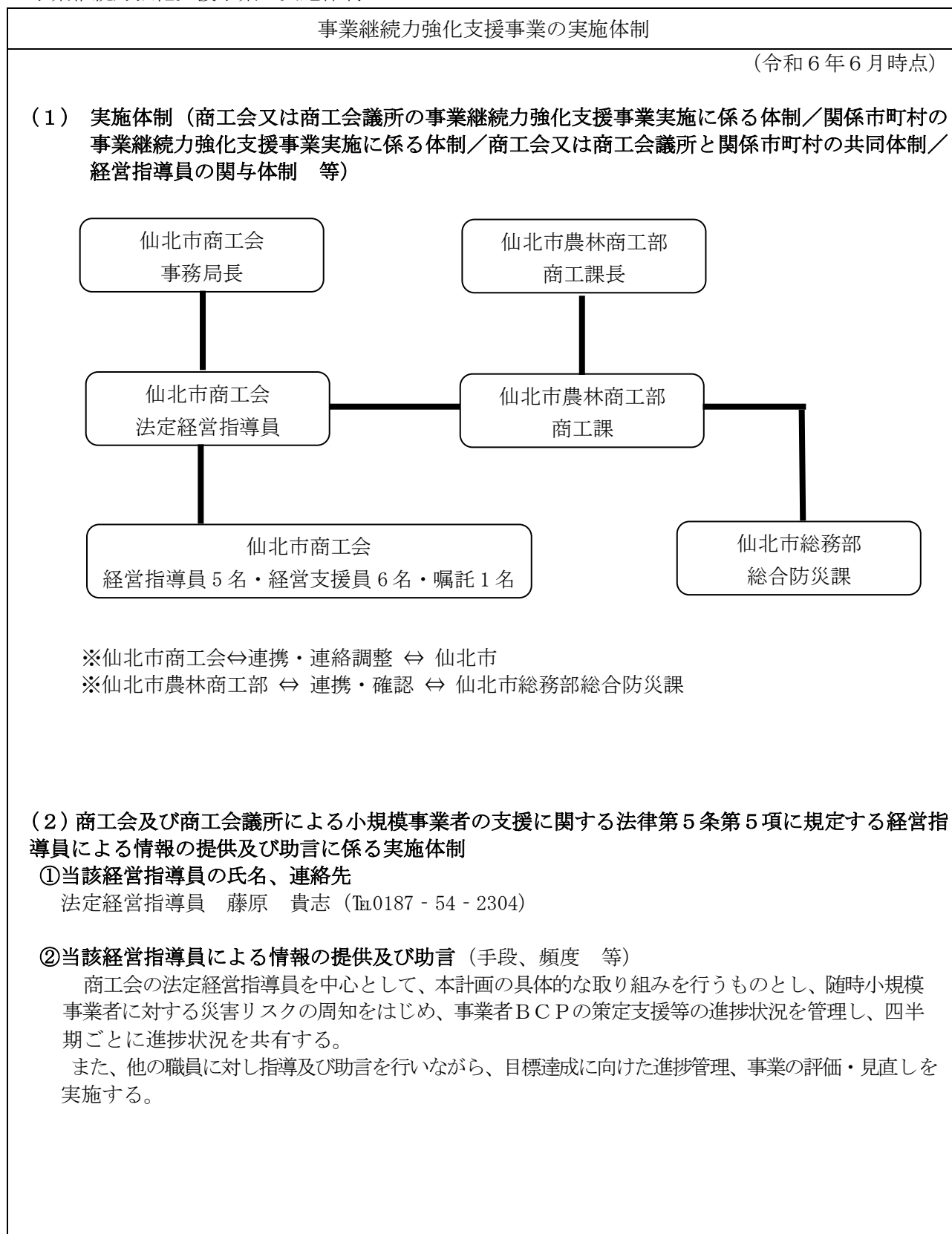
- ・秋田県および仙北市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を秋田県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

仙北市商工会

〒014-0327 秋田県仙北市角館町上新町 43 番 1

TEL 0187 - 54 - 2304 FAX 0187 - 54 - 2305

senboku@skr-akita.or.jp

②関係市町村

仙北市 農林商工部商工課

〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢 81 番地 8

TEL 0187 - 43 - 3351 FAX 0187 - 54 - 4777

shoko@city.semboku.akita.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	440	440	440	440	440
1. BCP 策定セミナー開催費・講師謝金・旅費・広告料	110	110	110	110	110
2. 個社支援・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	250	250	250	250	250
3. 広報費・チラシ作成費、送料	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、補助金（国、県、市）、各種手数料

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等